記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））	兵庫県洲本市から兵庫県洲本市まで	改築工事	平成25年７月１日

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成25年第６号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年６月28日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　三原　修二

記

２⑴を次のように改める。

⑴　料金の額

料金の額は、別表１に掲げる自動車等の種類に応じ、別表２及び別表３のとおりとする。

ただし、供用されていない区間に係るものについては、当該区間に係る供用の日から適用する。

３⑴を次のように改める。

⑴　料金の額

特別措置期間における料金の額に対する２の⑴の適用については、「別表２及び別表３」とあるのは「別表４及び別表５」とする。

ただし、供用されていない区間に係るものについては、当該区間に係る供用の日から適用する。

別表２中⑴を次のように改める。

⑴　神戸淡路鳴門自動車道（神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間）

（軽自動車等）

											神戸西
										布施畑	250
									垂水	250	400
								淡路、淡路ＳＡ	2,600	2,700	2,850
							東浦	300	2,750	2,900	3,050
						北淡	400	550	3,050	3,150	3,350
					津名一宮	450	700	900	3,400	3,500	3,650
				中川原スマート	350	700	1,000	1,150	3,650	3,750	3,950
			洲本	250	500	850	1,100	1,300	3,750	3,900	4,050
		西淡三原	400	550	800	1,150	1,450	1,600	4,100	4,200	4,350
	淡路島南	400	700	850	1,100	1,450	1,700	1,900	4,350	4,500	4,650
鳴門北	1,300	1,550	1,900	2,000	2,250	2,600	2,900	3,050	5,550	5,650	5,850
鳴門 350	1,500	1,800	2,100	2,250	2,500	2,850	3,150	3,300	5,800	5,900	6,050

（普通車）

											神戸西
										布施畑	350
									垂水	300	500
								淡路、淡路ＳＡ	3,250	3,400	3,600
							東浦	350	3,450	3,600	3,800
						北淡	500	700	3,800	3,950	4,150
					津名一宮	550	900	1,150	4,200	4,400	4,600
				中川原スマート	450	850	1,250	1,450	4,550	4,700	4,900
			洲本	300	600	1,050	1,400	1,600	4,700	4,850	5,050
		西淡三原	500	700	1,000	1,400	1,800	2,000	5,100	5,250	5,450
	淡路島南	500	900	1,050	1,350	1,800	2,150	2,350	5,450	5,600	5,800
鳴門北	1,600	1,950	2,350	2,500	2,850	3,250	3,600	3,850	6,950	7,100	7,300
鳴門 450	1,900	2,250	2,650	2,800	3,150	3,550	3,900	4,150	7,250	7,400	7,600

（中型車）

											神戸西
										布施畑	400
									垂水	350	600
								淡路、淡路ＳＡ	3,850	4,050、	4,300
							東浦	400	4,150	4,350	4,550
						北淡	600	850	4,550	4,750	5,000